

○刑法

平成八年十月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九）
本則一条（平成二八・六・一八までに施行）

（執行猶予）

第五案① 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一・二（略）

② 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつてもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

（保護観察）

第五案の二①（略）

② 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

③ 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

（執行猶予の必要的取消し）

第二六条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき
- 二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなくとき

三（略）

（執行猶予の裁量的取消し）

第二六条の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一・二（略）

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

（他の刑の執行猶予の取消し）

第二六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（猶予期間経過の効果）

第二七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二七条の二 第二七条の七（改正により追加）

（仮釈放の取消し）

第二九条①（略）

新②（改正により追加）

② 仮釈放の処分を取り消したときは、釈放中の日数は、刑期に算入しない。（改正後の③）